

ホテル・旅館等に係る表示制度について

ホテル・旅館等に係る表示制度が、平成26年4月1日から開始されました。

この制度は、平成24年5月に広島県福山市で発生したホテル火災を受け、ホテル・旅館等の火災被害防止対策を目的として国から「防火対象物に係る表示制度の実施について」が通知されました。

収容人員30名以上および建物の地階を除く階数が3以上のホテル・旅館等のうち、表示マークの交付を希望する関係者からの申請に基づき、消防が書類審査（必要に応じ現地調査を実施）し、防火に関する基準に適合していると認められた場合、交付される表示マークを掲出するとともに、ホームページにおいて電子データの表示マークを使用することができるものです。

また、収容人員30名未満または2階以下の、表示マーク交付制度の対象とならないホテル・旅館等についても、関係者の申請に基づき審査等を行い、防火に関する基準に適合している場合、「表示制度対象外施設通知書」により、防火に関する基準に適合している旨を通知します。

表示マークの種類

表示マークには金・銀の2種類があります。

基準に適合した場合は、最初は「表示マーク（銀）」（有効期限1年間）が交付され、3年間継続して基準に適合していると認められた場合には「表示マーク（金）」（有効期間3年間）が交付されます

